

地方公共団体名	佐賀市（佐賀県）	担当部署	環境部環境政策課
実施段階	実施段階	取組内容	研修・啓発活動の実施

佐賀市では、環境マネジメントシステムの一環としてグリーン購入に取り組んでいますが、その取組を環境教育用資料として作成し、各課で行う職員研修に活用しています。

職員研修テキスト ～グリーン購入を实践しよう～

佐賀市環境マネジメントシステムでは、品質や価格だけでなく環境のことを考えた物品・サービスの購入を行うため、「グリーン購入手順書」を策定し、対象品目や購入基準等を定めています（ノーツデータベース【EMS 文書類集】内）。

■ グリーン購入法って何？

佐賀市のグリーン購入基準は、グリーン購入法の**基本方針**に基づき作成しています。

名 称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 制定）

目 的：環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、国等の公的部門における調達を推進する。

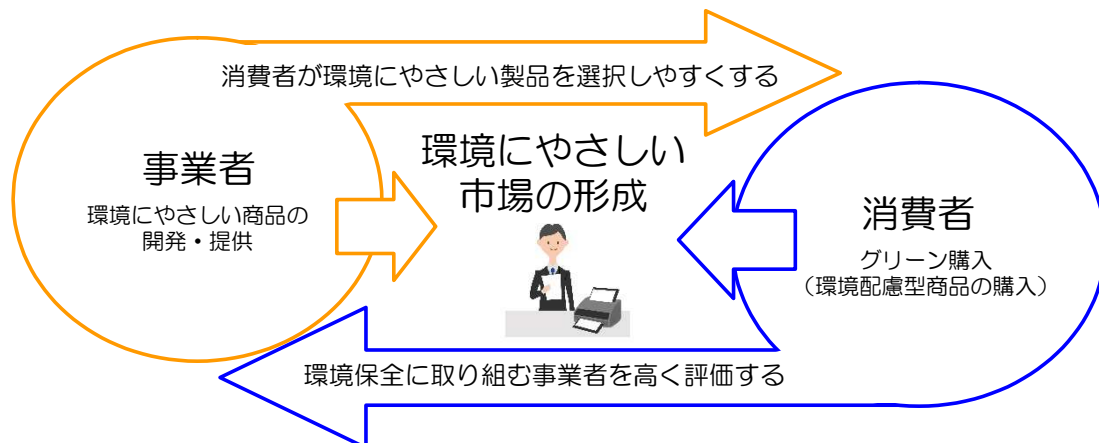
対象物品：毎年度、法に基づき調達品目や判断基準の**基本方針**を作成。

※ 地方公共団体についても、グリーン購入に取り組むことが努力規定されています。（第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）においても、平成 27 年度までに全ての地方公共団体が取り組むことが目標とされています）

■ グリーン購入って何のためにするの？

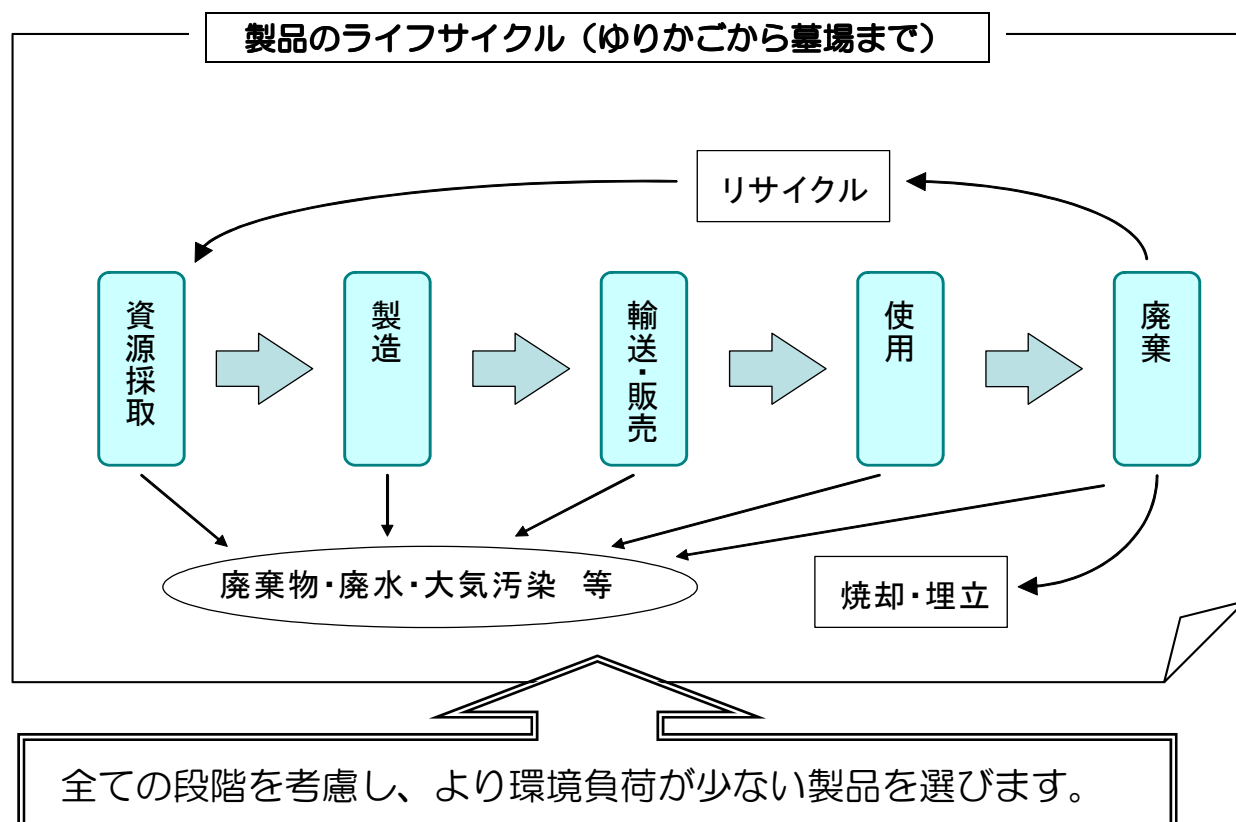
環境にやさしい製品を購入することで・・・

- ① 事業者（製造・販売等）に環境負荷の少ない製品の開発を促します。
- ② 企業活動における環境への配慮を促します。



■ どんな製品を選択するの？

製品のライフサイクル（資源採取から廃棄まで）の環境負荷を考慮しましょう。

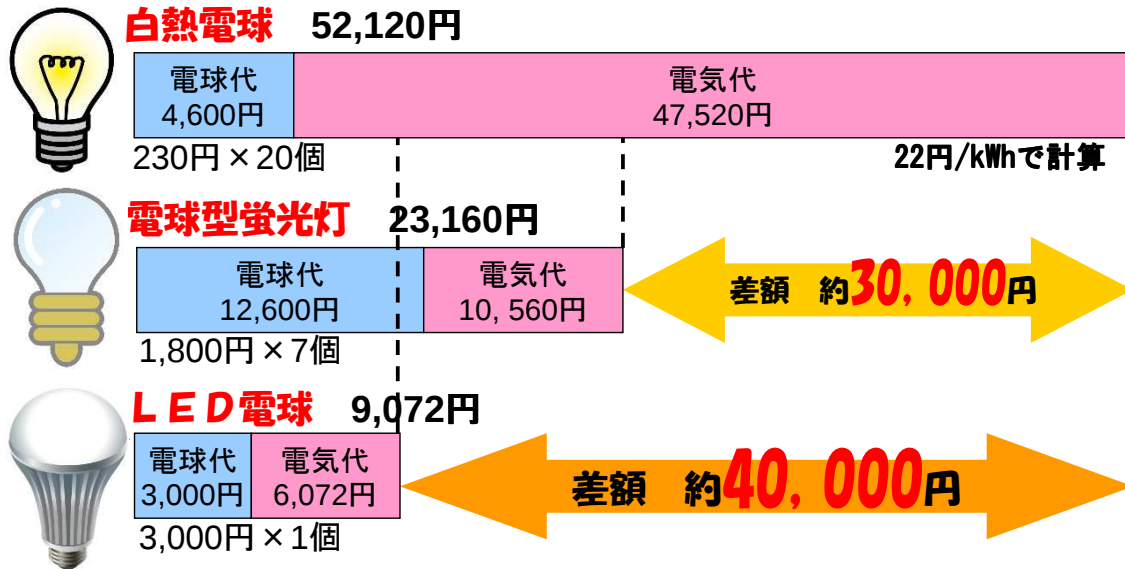


ポイント

資源採取/製造段階	輸送/販売段階	使用段階	廃棄段階
• 再生素材や再使用部品を多く使用している。 • 環境や人の健康に影響を及ぼす物質（フロン等）が削減されている。	• 資源やエネルギーの消費が少ない。	• 長期間使用できる。 • 資源やエネルギーの消費が少ない。	• リユース、リサイクルが可能である。 • 処理、処分がしやすい。
例) 再生プラスチック、間伐材等を使用した文房具 等	例) 地元で製造された物品 等	例) 省エネ型の照明器具 等	例) 業者が回収してくれる再生トナーカートリッジ、蛍光管 等

※ 照明や家電など長期間利用するものは、多少高額でも省エネタイプを選びましょう。ランニングコストが安いので、最終的には省エネタイプの方が安価になります。

～40,000時間（1日8.5時間 約13年）使用した場合～



■ どうやって購入するの？

物品を購入する際には、次のことを実施しましょう。

商品カタログで注文する場合

⇒「グリーン購入法適合商品」の表示や「エコマーク」などの“環境ラベル”を参考にしましょう。

グリーン購入法適合商品の表示の例

グリーン購入法
適合商品

グリーン購入法
適合商品

いろいろな形があります。
事業者が自主的に表示し、
認可等は受けていません。

エコマーク



マークは一つのみ。
第三者機関の「エコマーク
審査委員会」で認定を受けた
商品だけがこのマークを
つけることができます。

その他の方法で注文する場合

⇒ 発注業者に「グリーン購入法の適合商品」であるかどうかを確認して注文しましょう。



※ 購入の前提として、必要な物品等は厳選し、当面必要な分だけ購入すること！
環境にやさしい物品を選んでも、使用せずに捨ててしまっても意味がありません。
不要なものは買わない、必要なものでも買いすぎないことを常に心掛けましょう。

グリーン購入の「印刷物」の基準の変更に注意！

○購入基準の変更について

古紙リサイクルの促進（紙から紙へのリサイクル）を図るために、平成 21 年度に「古紙リサイクル適性ランクリスト」の A ランク資材のみを使用することとされ、平成 22 年度には印刷用紙に「総合評価値」が導入されるなど、ここ数年でグリーン購入法における印刷物の調達基準が大きく変更されました。

これ以降も毎年のように基準の見直しが行われていますので、印刷物調達の際には、「グリーン購入手順書」(【EMS 文書類集】内)の別表 1 を必ず確認し、最新の基準に適合するように発注してください。

(印刷発注仕様書で「見本のとおり」を選んだ場合、見本が以前の基準で作成されているために現行の基準を満たしていない場合がありますので注意してください。)

○印刷物の購入基準のポイント・・・詳細は環境省 HP で確認してください。

印刷用紙の総合評価値

古紙配合率だけでなく、間伐材等の環境に配慮された原料の利用や白化度なども踏まえた、総合的な環境配慮の評価値。

グリーン購入基準では、「総合評価値 80 以上」が適合品とされているため、印刷物発注の際には、この基準を満たす用紙を使用しましょう。

＜総合評価値のマーク＞

総合 評価値	80	・古紙パルプ配合率	: 0%	△
		・森林認証材パルプ利用割合	: 0%	△
		・間伐材パルプ利用割合	: 0%	△
		・その他の持続可能性を 目指したパルプ利用割合	: 0%	△
		・白化度	: 0%	△
		・坪量	: 0g/m ²	△
【参照先】 http://www.xxx-paper.co.jp/hyouka				

古紙リサイクル適性ランクリスト

資材が古紙へのリサイクルの阻害となるかどうかの区分。「A ランク」のみ基準に適合します。

納品時に「資材確認票」で確認しましょう。

A ランク⇒「紙」へリサイクル可

B ランク⇒「板紙」へリサイクル可

C、D ランク⇒「紙・板紙」へリサイクル不可

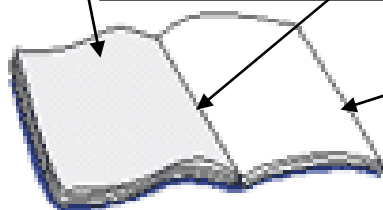
＜「A ランク」にならない資材の例＞

用紙	・樹脂加工されたもの(水溶性のものを除く) ※冊子の場合、表紙を除く
加工資材	・製本用糸で綴じられたもの(針金綴や接着剤のみで綴じられたものは可)
その他	・粘着テープ・プラスチック類・布類等の異物が混入したもの

○新基準に適合した印刷物の例

化学物質の使用を抑えたインクを使用する

糸を使って綴じない(そもそも綴じないか、水溶性のりや針金・ホッチキス等で綴じる)



リサイクル適性の表示(文またはマーク)。
(例)「本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作成しています。」

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

